

## 砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 試験の日時及び場所

令和2年11月13日（金曜日） 午前10時から正午まで  
新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602会議室

### 2 受験手続

#### (1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課  
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

#### (2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

#### (3) 受験願書受付期間

令和2年9月18日午前8時30分から令和2年10月16日午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
とし、郵送の場合は、令和2年10月16日付け消印のあるものまでを有効とする。